

# 立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」について

川崎 佐知子

立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」（請求記号〈389.1/KO77〉、資料番号〈11003134841〉）一軸について、簡潔に解説し、全文を翻刻する。

はじめに、同本の書誌を記す。同本は、改装時に作られた桐箱に収められている。箱蓋表には、打付書で「近衛信尹公御消息」と墨書される。同本は、改装の卷子本一軸で、寸法は、縦三三・五糎、横三三・九・八糎である。薄縹色地花等文様綴子表紙。見返しは、金の空押しである。もと堅文か折紙の書状計七通が貼り込まれている。本文の料紙はすべて楮紙である。各書状に関する原装の形状と寸法は、後掲「翻刻」に掲げる。三藐院流の筆跡で、近衛信尹自筆と思われる。近世初期、慶長年間の写と考える。その根拠は、のちほど論述する。

書状の差出所は、すべて「信尹」である。信尹とは、近衛家第十七代信尹（一五六五―一六一四）である。その生涯は、近衛通隆氏・名和修氏・橋本政宣氏校訂『史料纂集 三藐院記』（続群書類従完成会 一九七五年）の解題、および前田多美子氏『三藐

院近衛信尹 残された手紙から』（思文閣出版 二〇〇六年）に詳述されるとおり、近世封建制の形成・確立という過程の影響を受け、じつに波乱に富んだものであった。その各節目において、信基・信輔・信尹と名が改められる。書状の差出や書かれた時期に関連するため、簡略に経歴をまとめる。

父は、関白太政大臣従一位近衛前久（一五三六―一六一二）。生母は、東京大学史料編纂所蔵『近衛家譜』（請求記号〈4175-764〉）には「家女房」、前掲『史料纂集 三藐院記』解題には、『丹波志』により丹波の「波多野総七の女」をあげる。また、前掲前田多美子氏著書は、『系図纂要』をもとに、若狭武田氏で宝樹院と号した女性（一五三七―一六三〇）とし、後陽成院女御の准三后中和門院前子（一五七五―一六三〇）を同腹妹とする。『中臣祐範記』慶長六年六月十日条は、前掲前田多美子氏著書が異母兄とした南都興福寺一乗院門跡准三后大僧正尊勢（はじめ尊政、諡号大往院、一五六三―一六一六）を含め、信尹・前子ともども「御同腹ノ御兄弟也」とする。生母と兄弟の同腹異腹の別は

不明とせざるを得ない。ほかに、妹として、光照院鎮山尊貞（一五六五—一六二七）、三時知恩寺入江御所久山昌隆（一五七四—一六一五）がいる。

幼名は明丸。永祿十一年（一五六八）から天正三年（一五七五）六月二十八日に及ぶ父前久の京都退座にしたがい、幼年時の大半は在国を余儀なくされる。

帰洛後の同五年閏七月十二日元服。加冠の内大臣織田信長の偏諱により、信基と名乗る。このころは前久と信長の間柄が親密である。信尹も順調に昇叙を重ね、同八年二月九日従二位、同十一月三日内大臣に任ぜられ、同十年十二月二十一日正二位に叙される。

ところが、同年六月二日本能寺の変で信長は自死。直後、前久が出家出奔し、十八歳の信尹が家督相続する。月日は不明ながら、このころ信輔と改名し、同十三年三月十日に左大臣に就任する。以降、羽柴（豊臣）秀吉が権力を掌握した時期は、関白職を豊臣家に占められ、一上としての諸公事の執行もままならず、不面目な状況であった。秀次関白就任の翌年にあたる同二十年正月二十八日、左大臣を辞し、同年の文祿元年（一五九二）、秀吉に従い朝鮮に渡るため、二度、肥前国名護屋に赴く。これが、摂家にあるまじき行爲と見做され、秀吉の上奏により勅勘を蒙り、同三年四月、薩摩国坊津へ配流される。

同四年七月の秀次失脚後、事態は徐々に好転する。翌月、配所を鹿児島へ転ぜられ、秀吉より二千石の知行を与えられる。慶長

元年（一五九六）四月、秀吉の上奏で勅勘が解かれ、九月十五日帰京。同二年六月一日、信尹への改名を奏請する。同六年正月二十八日左大臣遷任。慶長十年七月二十三日関白・内覧・氏長者・隨身・牛車の宣旨を蒙り、翌日左大臣を辞す。同八月二十七日准三后。慶長十一年十一月十一日、関白辞退。慶長十九年十一月二十五日薨去。享年五十歳。

立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」に収められる七通は、いずれも書かれた時期が明確ではない。したがって、差出の「信尹」という署名が、時期の限定に大きな意味をもつ。ところで、信尹への改名は、慶長二年六月一日上奏である。これは直ちには許されなかったとされている。前掲『史料纂集 三藐院記』の解題は、つぎのようである。

慶長二年六月一日、信尹と改名することを奏請する（「改名款十四箇」三〇号）。しかしこれには勅許にならなかったようである。『近衛家譜』「諸家伝」は改名を慶長四年のこととし、『公卿補任』は慶長六年のところで初めて信尹と記している。

いっぽう、前掲前田多美子氏著書は、慶長二年六月一日付の陽明文庫蔵「改名申状控」と「公卿補任」を押さえたうえで、陽明文庫に伝存する慶長四年・慶長五年の信尹自筆の和歌懐紙や詠草に、「信尹」と名乗る例が見い出せるとし、つぎのように指摘する。

禁中や内侍所の和歌会といった、いわば公式行事のための詠草にそう書き続けている以上、「信尹」の名は認知されたも同然といえよう。あるいは、改名を奏請した時から、彼はもう「信輔」は棄てて「信尹」であったのかも知れない。

いずれも、『公卿補任』の記述を重んじての発言である。ことに、後者は、「信尹」の名を以て正式に還任したのが慶長六年で、それ以前は、いわば個人的な名乗として「信尹」を用いていた、との意であろう。いま、これらに対し、反論する材料を持ち合わせではない。ただ、立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」が記された時期を推定するため、「信尹」の署名がいつから使われていると考えるのかという私の立場は、明確にはしておかなければならない。差出所に「信尹」と記す書状は、前田氏著書に引用されている（同書百十七頁「信尹」、百八十九頁「のぶ尹」）。ここで、書状ではないが、前田氏著書が提示した慶長四年より前の、「信尹」の例を付け加えておく。

一、昨日十日之宵ニ、近衛殿前左大臣  
信尹公可有御参社由被仰聞候  
間、御師中東時廣其用意処ニ、俄ニ御返易、暁天ニ可有御  
参由也、則寅剋ヨリ奉待処ニ、卯ノ下剋ニ御参社也、内々  
被仰出条奉幣其覚悟候処、一向異形ニテ御参、中々不及  
御奉幣者也、御忍ノ躰ニテモ餘以無御法度仕合、不及是非  
次第、神慮如何候、

〔中臣祐範記〕慶長三年十一月十一日条

右は、南都春日社社司の東地井祐範による社務日記である。慶長三年十一月十一日の記事に、たしかに「前左大臣信尹公」と記されている。『中臣祐範記』の現存本は慶長三年記以降である。もちろん、興福寺の一乘院門跡尊勢の厚誼を祐範が受けていたことは考慮しなければならぬが、この時点で、京のみならず南都にまで、「信尹」が公知されていた事実は看過できない。

よって、「信尹」と署名のある書状は、少なくとも慶長三年以降のものであると考えてよいだろう。

なお、『中臣祐範記』では、信尹が「異形」にて参社したこと、殊更に非難するかのようである。じつは、この記事の直前にもつぎのようにある。

惣別、御行儀以下、御撰家之法式被相破、御心中モ無正義、時々物狂之御気色出来了、依之太閤秀吉公被背權威、二年餘薩摩国ノハテ山家ニ御塾居、併流罪之式也、太閤被思召直、去々年御帰洛也、猶以万事御本式ニ無之由風聞アリ、縦御自身之事者何トモアレ、朝廷マテ被破法度事、藤門ノ御嫡家ニテ当社ノ社例モ無之成下、神慮如何々々、於京都公私及執沙汰、諸公家迄之瑕瑾かき、南都之嘲嘯、被背御本意由有其聞者也、

〔中臣祐範記〕慶長三年十月二十二日条

春日社の三方神人が、後陽成院御不例祈禱の御祓の奏聞を執りなすよう信尹へ頼み、先例を知らない信尹が許容してしまったことを批判する内容である。「御心中モ無正儀（御心中も正儀なく）」「物狂之御気色」であったため、秀吉により、薩摩へ事実上流罪とされたことがみえる。

信尹の「異形」「物狂」が勘気の原因であったことは、橋本政宣氏『近世公家社会の研究』（吉川弘文館 二〇〇二年）の第五章「近衛信輔の薩摩左遷」に詳しい。前掲前田多美子氏著書にも言及がある。『中臣祐範記』は、帰洛後もしばらくは風評が消えなかったことを示すものだろう。

筆跡からも、ある程度の書写年代の限定が可能である。前掲橋本政宣氏著書に、つぎのようにある。

そしてまた信輔自らにおいても、この薩摩左遷ということが文化人としての一つの大きな転機ともなったようであり、いわゆる三藐院流の書というものは、この時期に格段の発達を見るのである。在国が信輔の書家としてのいっそうの修養を促したものと見えよう。

「薩摩左遷」とは、文禄三年四月から慶長元年四月の下向である。三藐院流の確立時期は、帰洛後とみてよい。

各書状の宛所の「珍阿弥」（後掲〔翻刻〕①②④⑤⑦）、「珍阿」（虎阿）③）、「小澤」⑥）は、いまのところ不詳である。②の

「仍」「琢」は、それぞれ連歌師の玄仍（一五七一—一六〇七）・昌琢（一五七四—一六三六）であろう。玄仍は、慶長十二年四月二十一日に没するため、それ以前の書状である。

立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」は、おもに差出と筆跡から、慶長三年以降の慶長年間の書状を、後人が集め、一軸に仕立てたものであろうと考えられる。

#### 〔凡例〕

立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」（請求記号〈J89.1/KO77〉、資料番号〈1100313441〉）に収載の書状、全七通の全文を翻刻する。翻刻に際しては、原本に忠実であることを第一に努めたが、つぎのような方針で適宜手をくわえた箇所がある。

- 一、書状一通ごとに、私に通し番号を振り、年次と宛て所を記す。また、（ ）内に原装の形状と寸法などを示す。
- 二、本文の改行・字高・字配り等の書式は、原則、原本のとおりとする。
- 三、漢字の旧字・異体字等は、原則、通行の字体を用いる。
- 四、清濁は、原本のとおりとする。
- 五、本文に、適宜読点を付す。
- 六、原装が折紙の場合、上段の終わりに「」を付す。
- 七、本文の判読不能箇所は、「□」とする。

〔翻刻〕



立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」について







附記 立命館大学図書館蔵「近衛信尹書状」の全文翻刻による公表は、同図書館長より許可を得た。

本稿は、科学研究費基盤研究（C）二〇一四年採択研究課題「『无上法院殿御日記』に関する総合的研究」（研究代表者 川崎佐知子・研究課題番号 26370218）の成果の一部である。

（かわむぎ・ゆういち） 本学准教授